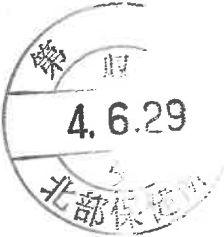


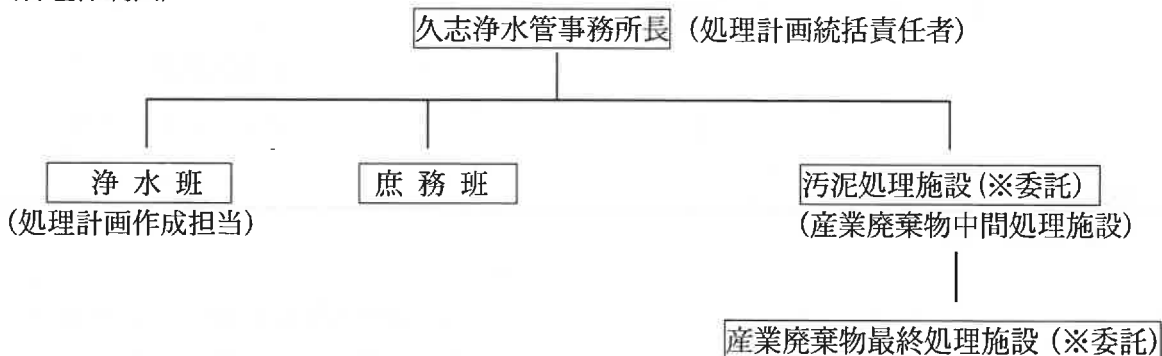
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
企業久浄第 171号 2022年 6月27日	
沖縄県知事 玉城 康裕 殿	
提出者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 氏 名 沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了 (公印省略) 担当者 久志浄水管理事務所 當眞 嗣永 電話番号 0980-55-2337	
	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	沖縄県企業局 久志浄水場
事業場の所在地	沖縄県名護市字久志1100番地
計画期間	2022年4月1日から2023年3月31日 (2022年度)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類F：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類36：水道業 小分類362：工業用水道業
②事業の規模	351,400m <sup>3</sup> /日 (施設能力)
③従業員数	52人 (正職員23人、再任用職員1人、臨時職員等3人、委託業者25人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 ① 沈でん池 (汚泥発生) →②汚泥濃縮設備 (汚泥濃縮) →③脱水処理 (中間処理委託) →④脱水汚泥搬出 (委託) →⑤産業廃棄物処理業者 (委託) ※最終処理。脱水汚泥は天日乾燥後産業廃棄物処理業者が路床材等として再生利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

〈管理体制図〉



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度(2021年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排出量	13,544.3 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	排出量	13,500 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥発生量は、久志浄水場で処理を行っている原水中の濁質量、処理水量及び薬品注入量によって変化するため抑制は困難である。これにより前年度と同じ量が見込まれる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、金属くずの分別ができてなかった。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、金属くずの分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①・現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・これまで自ら再生利用を行った産業廃棄物はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も自ら再生利用を行う予定の産業廃棄物はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①・現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	12,518.1 t	—
(これまでに実施した取組) ・汚泥の最適な濃縮時間を調査し、処理効率化を図った。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12,500 t	—
(今後実施する予定の取組) ・汚泥の濃縮時間を調査し、処理効率化を図っていく。 ・中間処理により減量する量については施設の更新等の予定もないため、2022年度の汚泥量は同程度と見込まれる。			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①・現状	【前年度（2021）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	（これまでに実施した取組） これまでに埋立処分及び海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 今後も埋立処分及び海洋投入処分を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①・現状	【前年度（2021）年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	全処理委託量	1,026.2 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1,026.2 t	—
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理した汚泥については、最終処理業者により天日乾燥後に路盤材として再生利用された。		

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	全処理委託量	1,000 t	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	1,000 t	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・2021年度に引き続き汚泥は産業廃棄物として最終処理することになった。脱水汚泥は天日乾燥後に産業廃棄物処理業者が路盤材として再生利用することになっており資材として有効利用されることになっている。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。